

## ご あ い さ つ

この度、知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎（通称：ビジネス・コート）が竣工し、各部署が霞が関の庁舎から移転して、業務を開始する運びとなりました。ビジネス・コートに移転する部署は、知的財産高等裁判所のほか、東京地方裁判所の①商事部（民事第8部）、②倒産部（民事第20部）、③知的財産権部（民事第29部・第40部・第46部・第47部）です。

ビジネス・コートへの移転に当たり、長期にわたる工事期間中に御迷惑をお掛けし、御理解と御協力をいただきました地域の皆様を始め、自治体やその他の関係者の皆様に対し、心よりの感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、ビジネス・コートは、ビジネスに関係する裁判を集中して取り扱う、我が国で初めての裁判所となります。現在、裁判所では、民事訴訟手続、民事非訟・家事手続、刑事手続の各分野で全面的なデジタル化へ向けた検討・準備が進められているところです。特に、民事訴訟手続では、本年5月に改正民事訴訟法が成立・公布され、今後、裁判の期日に当事者等が赴くことなく、ウェブ会議によって手続を行うことができる範囲が順次拡大するとともに、令和7年度までに、訴状その他の書面のインターネット提出やこれまで紙で管理されていた事件記録のデジタル化などが行われることが予定されています。ビジネス・コートは、全国の他の裁判所に先駆け、裁判手続で利用するウェブ会議用ブースを整備するなど、裁判手続のデジタル化が加速する中で、正に時機を得てオープンする裁判所と言えます。

グローバル化・ボーダレス化が増すビジネス関連の紛争を解決するため、裁判所には、これまで以上にスピーディーで予測可能性のある、質の高い審理・判断を提供する責務があります。ビジネス・コートは、各部署間の相互連携を強化して知見を結集し、デジタル化が生み出す効率性を積極的に追求するとともに、専門性・国際性を一層充実・強化して、ユーザーの皆様の期待に応える「新しい裁判所」を実現すべく取り組んでまいります。ぜひ、ご期待ください。

ところで、ビジネス・コートが立つ東京・中目黒は、世界的にも有名な目黒川の桜並木や周辺の樹木など豊かな自然環境に恵まれています。そして、庁舎デザインも、この自然景観と調和し、周辺の静謐な住環境にとけこむよう優しく、かつ、スタイリッシュなものとなりました。ビジネス・コートが、ビジネス関係の利用者の皆様だけではなく、なにげなく訪れた皆様の心にも残るような親しみのある裁判所となるよう、職員皆が力を合わせて、更に育ててまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。



令和4年10月吉日

東京地方裁判所長

平 木 正 洋